

医療・福祉の現場で働かれている皆様へ

新型コロナウイルスの感染拡大が危惧されるにも関わらず、社会生活を維持するための自粛要請の対象外とされた施設に勤務し、接触を伴う対人業務を行うなど、感染リスクの高い医療現場や社会福祉施設で従事されている方に、敬意と感謝の念を表すとともに、町内の消費を喚起し、地域活性化を促すことを目的に、『みはまオレンジ商品券』を支給します。



基準日（令和2年7月1日）において、下記のいずれかの条件に合う施設に在籍する者で、基準日以前において週所定労働時間が21時間以上である又は21時間以上の雇用契約のある者（職種は問いません）。

- ① 町内の医療施設、福祉施設（高齢者・障がい事業所、認定こども園、放課後児童クラブ等）に従事する者。
- ② 町内に住所を有し、町外の医療施設、福祉施設（高齢者・障がい事業所、認定こども園、放課後児童クラブ等）に従事する者。



御浜町内で使える『みはまオレンジ商品券』 **10,000円分**

（商品券の有効期間は令和2年12月31日まで）



① 御浜町内の施設等で働かれている方

所属する施設等においてまとめて申請し、施設等を通じて商品券を支給します。

② 御浜町に住所があり、町外の施設等で働かれている方

申請書に所属している施設等に勤務している証明を受けて役場へ申請し、郵送により商品券を支給します。

対象となる方は申請書等を下記まで持参または郵送等にて申請してください。

申請期間は①、②いずれも 令和2年8月3日～令和2年9月30日まで

※ 申請書は町ホームページ又は役場健康福祉課窓口にて受け取ってください。

申請先、お問い合わせは…

御浜町役場 健康福祉課 地域包括支援係(役場1階)まで

住所：御浜町大字阿田和 6120 番地 1 電話：05979-3-0514

対象について Q&A

住所要件は

- 御浜町内にある医療施設又は福祉施設に勤務していれば、御浜町に住所がなくても対象となります。
- 御浜町外の医療施設や福祉施設に勤務している人でも、御浜町に住所があれば、支給の対象となります。

医療施設とは

- 公的保険請求を行っている保険医療機関で、医師又は歯科医師が診療を行っている医療機関をいいます。
 - ※ 病院、診療所、クリニックなどで、医師が在駐して診療を行っていない接骨院や調剤薬局などは含まれません。

福祉施設とは

- 介護保険法に基づいて、事業所指定を受けて指定居宅サービス又は指定地域密着型サービス（介護予防含む）、指定施設サービスを提供している事業所をいいます。
 - ※ 他の介護保険事業を実施していない住宅改修事業を行う建築業者や4月以降提供実績のない居宅管理指導を実施する事業所は含まれません。
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づいて、事業所の指定を受けて障害福祉サービス又は相談支援サービスを提供している事業所をいいます。
- 児童福祉法、学校教育法、子ども子育て支援法にそれぞれ基づき認可を受けている保育所、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブ、地域子育て拠点施設をいいます。

従事する者とは

- 基準日（令和2年7月1日）において、町が指定する基準にあう医療施設又は福祉施設に在職し、基準日以前において週の所定労働時間が21時間以上ある又は21時間以上の雇用契約がある方（職種は問いません）をいいます。
 - ※ 複数個所勤務している方については、いずれかで21時間以上の勤務条件を満たす場合は、条件を満たす施設1か所での証明をもって申請することとし、複数個所の合算で条件を満たす場合は、それぞれの施設で証明を受けて、個人で申請することとし、重複しての申請はできません。